

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第6章 通 関</p> <p>第5節 経済連携協定に係る輸入通関</p>	<p>第6章 通 関</p> <p>第5節 経済連携協定に係る輸入通関</p>
<p>(関係協定等の略称)</p> <p>68-5-0 本節における関係協定等の略称は、それぞれ次による。</p> <p>(1)～(52) (省略)</p> <p>(53) <u>日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定</u>・<u>米国協定</u></p> <p>(54) <u>米国協定附属書I第C節第1款2(a)(ⅲ)、第2款及び第3款に定める品目別規則</u>・<u>米国品目別規則</u></p>	<p>(関係協定等の略称)</p> <p>68-5-0 本節における関係協定等の略称は、それぞれ次による。</p> <p>(1)～(52) (同左)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>
<p>(原産品申告書の必要的要件及び様式)</p> <p>68-5-11の3</p> <p>(1) 本節において、原産品申告書とは以下のものをいう。</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>ニ <u>米国協定附属書I第C節第一款9(a)に基づく产品が原产品であることについての輸入の時の申告</u></p> <p><u>なお、原産品申告書については任意の様式とするが、必要記載事項を含めた様式見本を別途事務連絡する。</u></p>	<p>(原産品申告書の必要的要件及び様式)</p> <p>68-5-11の3</p> <p>(1) 本節において、原産品申告書とは以下のものをいう。</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>
<p>(2) 令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ(2)の規定により、税関に提出された原産品申告書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、各協定に定める原産地規則に係る規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、EPA税率を適用することはできないことに留意する。</p> <p>イ オーストラリア協定附属書3に掲げる事項が以下に留意して記載されていること。</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 原産品申告書を作成した輸出者又は生産者以外の者であって</p>	<p>(2) 令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ(2)の規定により、税関に提出された原産品申告書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、各協定に定める原産地規則に係る規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、EPA税率を適用することはできないことに留意する。</p> <p>イ オーストラリア協定附属書3に掲げる事項が以下に留意して記載されていること。</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 原産品申告書を作成した輸出者又は生産者以外の者であって</p>

## 新旧対照表

## 【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合には、原産品申告書においては、第三国インボイスが使用されている旨記載されるとともに、当該仕入書を発行する者の正式名称及び住所の記載を要するものとする。</u></p> <p>□ (省略)</p> <p>ハ EU協定第3章に定める要件が以下に留意して記載されていること。</p> <p>(イ)～(ロ) (省略)</p> <p>(ハ) <u>第3・16条2(b)に基づく輸入者の知識による場合、原産品申告書が以下に留意して作成されていること。</u></p> <p>① <u>以下の事項が含まれていること。</u></p> <p>  i <u>輸出者に関する情報（輸出者の氏名又は名称及び住所（国名を含む））</u></p> <p>  ii <u>產品の概要（品名、仕入書の番号等）</u></p> <p>  iii <u>統一システムの関税分類番号（HS2017版に基づく6桁）</u></p> <p>  iv <u>適用する原産性の基準</u></p> <p>  v <u>原産品申告書の作成年月日、作成者の情報と共に、印又は署名</u></p> <p>② <u>上記①ivの適用する原産性の基準は、上記ロ（注4）を準用する。</u></p> <p>③ <u>仕入書の番号が記載されている等、他の輸入申告書類との関連付けがなされていること。</u></p> <p>④ <u>同一の產品を2回以上輸入する場合には、その期間を記載し、かつ当該期間が12箇月を超えないこと。</u></p> <p>ニ <u>米国協定附属書I第C節第一款9(a)に基づき輸入者が作成する原産品申告書においては、以下に留意して作成されていること。</u></p> <p>  (イ) <u>以下の事項が含まれていること</u></p> <p>    ① <u>輸出者に関する情報（輸出者の氏名又は名称及び住所）</u></p> <p>    ② <u>生産者に関する情報（生産者の氏名又は名称及び住所）</u></p> <p>    ③ <u>輸入者に関する情報（輸入者の氏名又は名称、住所及び電話</u></p>	<p><u>第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合には、原産品申告書（C-5292）においては「5. その他の特記事項」欄の「□ 第三国インボイス」にチェックが付されているとともに、当該仕入書を発行する者の正式名称及び住所の記載を要するものとする。</u></p> <p>□ (同左)</p> <p>ハ EU協定第3章に定める要件が以下に留意して記載されていること。</p> <p>(イ)～(ロ) (同左)</p> <p>(ハ) <u>第3・16条2(b)に基づく輸入者の知識による場合、原産品申告書（C-5292-4）において任意の税関様式を定めているが、申告書が以下に留意して作成されていること。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>① <u>仕入書の番号が記載されている等、他の輸入申告書類との関連付けがなされていること。</u></p> <p>② <u>同一の產品を2回以上輸入する場合には、その期間を記載し、かつ当該期間が12箇月を超えないこと。</u></p> <p>(新規)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>番号)</u></p> <p>④ 產品の概要（品名、仕入書の番号）</p> <p>⑤ 統一システムの関税分類番号（HS2017版に基づく6桁）</p> <p>⑥ 適用する原産性の基準</p> <p>⑦ 原產品申告書の作成年月日、作成者の情報と共に、印又は署名</p> <p>(ロ) 上記①⑥の原産性の基準は場合に応じて、以下のように記載されていること。なお、產品が複数ある場合には、それぞれについて記載する必要があることに留意する。</p> <p>① 附屬書I第C節第一款2(b)に規定する產品（完全生産品）については「W0」</p> <p>② 附屬書I第C節第一款2(a)(ii)に規定する產品（原産材料のみから生産される產品）については「PE」</p> <p>③ 附屬書I第C節第一款2(a)(iii)に規定する產品（品目別規則を満たす產品）については、「PSR」</p> <p>④ 附屬書I第C節第一款3(a)に規定する僅少の非原産材料の規定を適用した產品については、上記③に加えて「DMI」</p> <p>(ハ) 日本語又は英語で作成すること</p> <p>ホ 原產品申告書に記載されている產品と輸入貨物とが一致すること。</p> <p>ヘ 災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、令第61条第5項に定める有効期間内のものであること。</p> <p>ト 原產品申告書は、(1)イ及びニのものについては、単一の船積みに係る產品についてのみ有効なものとし、(1)ロ及びハのものについては、その作成の日から12か月間有効なものとすることができます。なお、この場合、当該原產品申告書に2以上の仕入書の番号及び日付が記載されていても無効な扱いとはしないので留意する。</p> <p>（原產品であることを明らかにする書類の取扱い）</p> <p>68-5-11の4</p> <p>(1) 本節において、原產品であることを明らかにする書類（以下この項において「その他の書類」という。）とは、以下のイからニに規定す</p>	<p>三 原產品申告書に記載されている產品と輸入貨物とが一致すること。</p> <p>ホ 災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、令第61条第5項に定める有効期間内のものであること。</p> <p>ヘ 原產品申告書は、(1)イのものについては、単一の船積みに係る產品についてのみ有効なものとし、(1)ロ及びハのものについては、その作成の日から12か月間有効なものとすることができます。なお、この場合、当該原產品申告書に2以上の仕入書の番号及び日付が記載されていても無効な扱いとはしないので留意する。</p> <p>（原產品であることを明らかにする書類の取扱い）</p> <p>68-5-11の4</p> <p>(1) 本節において、原產品であることを明らかにする書類（以下この項において「その他の書類」という。）とは、以下のイからハに規定す</p>

## 新旧対照表

## 【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前								
<p>る各協定に基づいた原産品であることを示す書類であって、令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ(2)の規定により税関長がその提出の必要がないと認めるときを除き、原産品申告書において申告された產品に適用される原産性の基準が満たされていることの説明を求めるための資料をいう。</p> <p>イ～ハ（省略）</p> <p>二 米国協定附属書I第C節第1款9(b)</p> <p>(2) 原産品申告書の提出の際に提出を求めるその他の書類の取扱いについては、以下のとおりとする。<u>なお、原産品申告明細書は任意の様式とするが、必要記載事項を含めた様式見本を別途事務連絡する。</u></p> <p>イ その他の書類の提出に当たっては、原産品申告明細書に原産品申告書に記載された產品の番号等必要事項を記載し、これに適用した原産性の基準を満たすことの説明に係る関係書類を添付して提出させるものとする。なお、原産品申告明細書に代えて、原産品申告明細書の記載事項を含むその他の書面による提出が行われた場合は、これを認めて差し支えないものとする。</p> <p>ロ 上記イの関係書類として提出すべき書類の例は、次の表の第1欄に掲げる產品の区分に応じ、同表第2欄に掲げる資料とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>產品に係る根拠規定</th><th>関係書類の例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>オーストラリア協定第3・3条</li> <li>TPP11協定第3・3条</li> <li>EU協定第3・3条</li> <li>米国協定附属書I第C節第1款2(b)</li> </ul> </td><td>契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等（当該產品が各協定に基づいて完全に得られた、又は生産された產品であることを確認できるものに限る。）</td></tr> </tbody> </table>	產品に係る根拠規定	関係書類の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>オーストラリア協定第3・3条</li> <li>TPP11協定第3・3条</li> <li>EU協定第3・3条</li> <li>米国協定附属書I第C節第1款2(b)</li> </ul>	契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等（当該產品が各協定に基づいて完全に得られた、又は生産された產品であることを確認できるものに限る。）	<p>る各協定に基づいた原産品であることを示す書類であって、令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ(2)の規定により税関長がその提出の必要がないと認めるときを除き、原産品申告書において申告された產品に適用される原産性の基準が満たされていることの説明を求めるための資料をいう。</p> <p>イ～ハ（同左）</p> <p>（新規）</p> <p>(2) 原産品申告書の提出の際に提出を求めるその他の書類の取扱いについては、以下のとおりとする。（新規）</p> <p>イ その他の書類の提出に当たっては、原産品申告明細書（C-5293）に原産品申告書に記載された產品の番号等必要事項を記載し、これに適用した原産性の基準を満たすことの説明に係る関係書類を添付して提出させるものとする。なお、原産品申告明細書に代えて、原産品申告明細書の記載項目を含むその他の書面による提出が行われた場合は、これを認めて差し支えないものとする。</p> <p>ロ 上記イの関係書類として提出すべき書類の例は、次の表の第1欄に掲げる產品の区分に応じ、同表第2欄に掲げる資料とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>產品に係る根拠規定</th><th>関係書類の例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>オーストラリア協定第3・3条</li> <li>TPP11協定第3・3条</li> <li>EU協定第3・3条</li> <li>（新規）</li> </ul> </td><td>契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等（当該產品が各協定に基づいて完全に得られた、又は生産された產品であることを確認できるものに限る。）</td></tr> </tbody> </table>	產品に係る根拠規定	関係書類の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>オーストラリア協定第3・3条</li> <li>TPP11協定第3・3条</li> <li>EU協定第3・3条</li> <li>（新規）</li> </ul>	契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等（当該產品が各協定に基づいて完全に得られた、又は生産された產品であることを確認できるものに限る。）
產品に係る根拠規定	関係書類の例								
<ul style="list-style-type: none"> <li>オーストラリア協定第3・3条</li> <li>TPP11協定第3・3条</li> <li>EU協定第3・3条</li> <li>米国協定附属書I第C節第1款2(b)</li> </ul>	契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等（当該產品が各協定に基づいて完全に得られた、又は生産された產品であることを確認できるものに限る。）								
產品に係る根拠規定	関係書類の例								
<ul style="list-style-type: none"> <li>オーストラリア協定第3・3条</li> <li>TPP11協定第3・3条</li> <li>EU協定第3・3条</li> <li>（新規）</li> </ul>	契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等（当該產品が各協定に基づいて完全に得られた、又は生産された產品であることを確認できるものに限る。）								

## 新旧対照表

## 【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> <li>・オーストラリア協定第3・2条(b)</li> <li>・TPP11協定第3・2条(b)</li> <li>・EU協定第3・2条1(b)</li> <li>・<u>米国協定附属書I第C節第1款2(a)(ii)</u></li> </ul> <p>契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等（ただし、すべての一次材料（产品的な原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。）が各協定に基づく原産品であることを確認できるものに限る。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オーストラリア協定第3・2条(b)</li> <li>・TPP11協定第3・2条(b)</li> <li>・EU協定第3・2条1(b)</li> <li>・<u>(新規)</u></li> </ul> <p>契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等（ただし、すべての一次材料（产品的な原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。）が各協定に基づく原産品であることを確認できるものに限る。）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・オーストラリア協定第3・2条(c)</li> <li>・TPP11協定第3・2条(c)</li> <li>・EU協定第3・2条1(c)</li> <li>・<u>米国協定附属書I第C節第1款2(a)(iii)</u></li> </ul> <p>（上記の产品的な原材料のうち、関税分類変更基準を適用するもの）</p> <p>総部品表、材料一覧表、製造工程フロー図、生産指図書等（ただし、すべての非原産材料の関税率表番号が確認できるものに限る。なお、適用する品目別規則に応じ、確認する関税率表番号の桁数が異なるので留意。また、例えば、4桁変更の品目別規則を適用しようとする産品に係る非原産材料について、他の類（2桁）からの変更があることが確認できる場合には、当該非原産材料の関税率表番号の記載は2桁までで足りるので留意。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オーストラリア協定第3・2条(c)</li> <li>・TPP11協定第3・2条(c)</li> <li>・EU協定第3・2条1(c)</li> <li>・<u>(新規)</u></li> </ul> <p>（上記の产品的な原材料のうち、関税分類変更基準を適用するもの）</p> <p>総部品表、材料一覧表、製造工程フロー図、生産指図書等（ただし、すべての非原産材料の関税率表番号が確認できるものに限る。なお、適用する品目別規則に応じ、確認する関税率表番号の桁数が異なるので留意。また、例えば、4桁変更の品目別規則を適用しようとする産品に係る非原産材料について、他の類（2桁）からの変更があることが確認できる場合には、当該非原産材料の関税率表番号の記載は2桁までで足りるので留意。）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・オーストラリア協定第3・2条(c)</li> <li>・TPP11協定第3・2条(c)</li> <li>・EU協定第3・2条1(c)</li> <li>・<u>米国協定附属書I第C節第1款2(a)(iii)</u></li> </ul> <p>（上記の产品的な原材料のうち、付加価値基準を適用するもの）</p> <p>製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等（ただし、产品的な原材料のFOB価額とすべての非原産（一次）材料のCIF価額による計算式によって、特定の付加価値を付けていることが確認できるものに限る。なお、当該FOB価額及びCIF価額とは輸出締約国における価額とし、当該CIF価額が不明な場合には当該非原産材料を产品的な原材料が仕入れた価額とする。例えば、全ての非原産材料のCIF価額の確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オーストラリア協定第3・2条(c)</li> <li>・TPP11協定第3・2条(c)</li> <li>・EU協定第3・2条1(c)</li> <li>・<u>(新規)</u></li> </ul> <p>（上記の产品的な原材料のうち、付加価値基準を適用するもの）</p> <p>製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等（ただし、产品的な原材料のFOB価額とすべての非原産（一次）材料のCIF価額による計算式によって、特定の付加価値を付けていることが確認できるものに限る。なお、当該FOB価額及びCIF価額とは輸出締約国における価額とし、当該CIF価額が不明な場合には当該非原産材料を产品的な原材料が仕入れた価額とする。例えば、全ての非原産材料のCIF価額の確認</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>ち、付加価値基準を適用するもの又は非原産材料価額割合について規定があるもの）</u></p> <p>ができない場合に、確認できる原産材料の仕入価額等を用いて付加価値基準を満たすことが合理的に証明できるときは、当該非原産材料のCIF価額を記載させる必要はないので留意。また、TPP11協定において、自動車関連製品について、純費用に基づいた算定を行った場合は、当該価格に基づいているものが確認できるものに限り、EU協定において、EXW価額に基づいた算定を行った場合は、当該価額に基づいていることが確認できるものに限るものとする。)</p>	<p>ができない場合に、確認できる原産材料の仕入価額等を用いて付加価値基準を満たすことが合理的に証明できるときは、当該非原産材料のCIF価額を記載させる必要はないので留意。また、TPP11協定において、自動車関連製品について、純費用に基づいた算定を行った場合は、当該価格に基づいているものが確認できるものに限り、EU協定において、EXW価額に基づいた算定を行った場合は、当該価額に基づいていることが確認できるものに限るものとする。)</p>
<p>・オーストラリア協定第3・2条(c)        ・TPP11協定第3・2条(c)        ・EU協定第3・2条1(c)        ・<u>米国協定附属書I第C節第1款2(a)(iii)</u>        （上記の産品のうち、加工工程基準を適用するもの）</p>	<p>契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等（ただし、当該基準に係る特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できるものであること。）</p> <p>・オーストラリア協定第3・2条(c)        ・TPP11協定第3・2条(c)        ・EU協定第3・2条1(c)        （新規）        （上記の産品のうち、加工工程基準を適用するもの）</p>
<p>その他の原産性の基準を適用する产品</p> <p><u>原材料の締約国原産地証明書等（オーストラリア協定第3・6条、TPP11協定第3・6条、EU協定第3・5条にそれぞれ規定する累積を適用する場合）、製造原価計算書（オーストラリア協定第3・4条3(a)、TPP11協定第3・11条1、第4・2条2、EU協定第3・6条1(a)、同附属書3-A注釈8、米国協定附属書I第C節第1款3</u></p>	<p>原材料の締約国原産地証明書等（オーストラリア協定第3・6条、TPP11協定第3・6条、EU協定第3・5条にそれぞれ規定する累積を適用する場合）、製造原価計算書（オーストラリア協定第3・4条3(a)、TPP11協定第3・11条1、第4・2条2、EU協定第3・6条1(a)、同附属書3-A注釈8を適用する場合）、その他輸入しよ</p>

## 新旧対照表

## 【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(a) にそれぞれ規定する僅少の非原産材料 又は許容限度を適用する場合)、その他輸入しようとする產品が同協定に規定する原産性の基準を満たしていることを示すために必要となる事實を記載した資料</p> <p>ハ 令第61条第1項第2号イ(2)に規定する「税關長がその提出の必要がないと認めるとき」とは、次の產品を輸入しようとするときをいう。ただし、原產品申告書に記載された產品の原産性について疑義がある場合を除く。</p> <p>(イ) オーストラリア協定第3・3条、TPP11協定第3・3条、EU協定第3・3条又は<u>米国協定附属書I第C節第1款2(b)</u>に規定する完全に得られる產品又は完全に生産される產品（当該產品の輸入申告の際に提出される令第61条第1項本文に規定するいづれかの書類によりそれぞの協定に基づいて完全に得られた、又は生産された產品であることが確認できる場合に限る。この場合において、輸入申告書の添付書類欄に「EPA WO」と記載するものとする。）</p> <p>(ロ)～(ホ)（省略）</p> <p>ニ その他の書類の提出に関して、輸出者又は生産者が原產品申告書を作成した場合、輸出者又は生産者による誓約書（オーストラリア協定第3・16条1(b)又は(c)に規定する原產品である旨の書面又は電磁的手段による申告に対する合理的な信頼、又は、<u>TPP11協定第3・21条2(b)</u>に規定する生産者が有する情報に対する合理的な信頼又は<u>同条3(b)</u>に規定する輸出者又は生産者から提供された裏付けとなる書類に対する合理的信頼をいう。）に基づき原產品申告書を作成した場合等において、原產品であることを明らかにする事實に関して、輸出者又は生産者に係る営業秘密が含まれているため、輸入者に情報を提供できない等により上記ロに規定する產品の区分に応じた關係書類を提出できないような特段の事情があるときは、原產品申告明細書に当該原產品申告書を作成した経緯（原產品であることを確認した方法等）を記載し、<u>提出することとして差し支えないものとする</u>。ただし、この場合において、関税暫定措置法基本通達12の4-2に規定する原產品であるかどうかの確認の実施を検討する必要があるので留意すること。</p>	<p>うとする產品が同協定に規定する原産性の基準を満たしていることを示すために必要となる事實を記載した資料</p> <p>ハ 令第61条第1項第2号イ(2)に規定する「税關長がその提出の必要がないと認めるとき」とは、次の產品を輸入しようとするときをいう。ただし、原產品申告書に記載された產品の原産性について疑義がある場合を除く。</p> <p>(イ) オーストラリア協定第3・3条、TPP11協定第3・3条又はEU協定第3・3条に規定する完全に得られる產品又は完全に生産される產品（当該產品の輸入申告の際に提出される令第61条第1項本文に規定するいづれかの書類によりそれぞの協定に基づいて完全に得られた、又は生産された產品であることが確認できる場合に限る。この場合において、輸入申告書の添付書類欄に「EPA WO」と記載するものとする。）</p> <p>(ロ)～(ホ)（同左）</p> <p>ニ その他の書類の提出に関して、輸出者又は生産者が原產品申告書を作成した場合、輸出者又は生産者による誓約書（オーストラリア協定第3・16条1(b)又は(c)に規定する原產品である旨の書面又は電磁的手段による申告に対する合理的な信頼をいう。）に基づき原產品申告書を作成した場合等において、原產品であることを明らかにする事實に関して、輸出者又は生産者に係る営業秘密が含まれているため、輸入者に情報を提供できない等により上記ロに規定する產品の区分に応じた關係書類を提出できないような特段の事情があるときは、原產品申告明細書に当該原產品申告書を作成した経緯（原產品であることを確認した方法等）を記載し、<u>提出することとして差し支えないものとする</u>。ただし、この場合において、関税暫定措置法基本通達12の4-2に規定する原產品であるかどうかの確認の実施を検討する必要があるので留意すること。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>する方法によることとして差し支えないものとする。ただし、この場合において、関税暫定措置法基本通達12の4-2に規定する原産品であるかどうかの確認の実施を検討する必要があるので留意すること。</p>	